

富津市学校給食材料納入業者登録の手引き

(令和7年4月1日から令和9年3月31日登録用)



富津市教育委員会

学校教育課

令和6年12月作成

目 次

1 趣旨	2
2 対象となる契約	2
3 納入業者登録	2
4 登録の基準	3
5 申請関係書類の配布	3
6 申請の受付	4
7 申請方法	4
8 登録の有効期間	5
9 審査及び登録	5
10 申請内容の変更、登録の廃止、営業の休止・廃止	5
11 登録の取消し又は停止	5
12 学校給食材料納入の流れ	5
(1) 月契約	
① 見積依頼書の送付	5
② 見積書の提出	6
③ 商品見本の提出	6
④ 納入業者の決定	6
⑤ 契約の締結	6
⑥ 発注	6
⑦ 納品	6
⑧ 検収	7
⑨ 不良品の対応	7
⑩ 請求書提出	7
(2) 年間契約・学期契約	7
13 その他	7
資料　　学校給食食品の原材料、製品等の保存基準	8
様式	

1 趣旨

この手引きは、富津市学校給食共同調理場へ学校給食材料を納入するにあたり、必要な手続き等を示すものです。

原則、登録をしている業者から学校給食材料を購入しますので十分確認してください。

2 対象となる契約

この手引きで対象とする契約は、学校給食材料の購入のみです。（ご飯、パン及び牛乳は除く。）

対象となる給食材料の取扱食材区分については次のとおりです。

取 扱 食 材 区 分

取扱食材区分	品目の例示
一般物資	鶏卵、乳製品、調理加工品、冷凍食品、乾物、缶詰、調味料、油脂類、豆腐、こんにゃく、野菜加工品
肉 類	豚肉、鶏肉、牛肉（精肉類） ハム、ソーセージ、加工肉（加工肉類）
青 果 類	生鮮野菜類、果実類、きのこ類
地場産物	地場産の農林水産物、地元の企業等が製造した物及び地場産物を原材料として使用した加工品（醤油、味噌、豆腐、農産物、水産物、林産物、畜産物）

3 納入業者登録

富津市の学校給食材料を納入するためには、学校給食材料納入業者として、事前に登録されていることが必要です。

なお、この登録は、富津市の契約における一般的な物資調達に関する契約とは別の手続きとなりますので、学校給食材料を納入するためには原則この登録が必要です。

ただし、この手続きにより常時的な発注を確約するものではありません。

4 登録の基準

次の全てに該当する必要があります。

- (1) 学校給食の意義及び役割を理解し、並びに食品に関する法律その他の関係法令等を遵守していること。
- (2) 千葉県内に本店、支店、営業所、店舗、工場その他の固定した施設を有していること。
- (3) 登録を希望する業務を継続して2年以上営んでおり（既に登録をしている者が新たに会社を設立した場合であって、業務内容が同様と認められるときを含む。）、かつ、経営状態が良好であること。
- (4) 納税義務が履行されていること。
- (5) 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づく衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両等の設備を有し、及び品質管理が適正に行われていること。
- (6) 製造、加工、包装及び配送に携わる者の細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を速やかに提出できること（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条及び第57条に規定する営業許可が必要な者（以下「許可営業者」という。）及び営業届出を必要とする者（以下「届出営業者」という。）に限る。）。
- (7) 市長から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出できること。
- (8) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。
- (9) 不測の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。
- (10) 隨時の立入検査等に速やかに応じること。
- (11) 事故等のあった場合は、必要に応じて事故報告書等を提出できること。

5 申請関係書類の配布

富津市ホームページの学校教育課のページからこの手引きと申請関係書類をダウンロードできます

また、次の場所でも配布しています。

① 富津市役所教育委員会学校教育課給食係（本庁舎5階）

② 天羽共同調理場 富津市学校給食共同調理場

~~6 申請の受付（令和7年4月からの納入分）~~

~~(1) 受付期間 令和6年12月23日（月）から令和7年1月17日（金）~~

~~※土日祝日（年末は12月27日まで、年始は1月6日から）を除く。~~

~~(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで~~

~~※調理場は午後4時30分まで~~

~~(3) 受付場所 ①富津市役所5階富津市教育委員会学校教育課給食係~~

~~（富津市下飯野2443番地）~~

~~②天羽共同調理場（富津市数馬572番地2）~~

~~③大貫共同調理場（持参のみ）~~

~~④青堀小学校調理場（持参のみ）~~

※年度途中からの登録もできます。詳しくはお尋ねください。

7 申請方法

申請書及び添付書類上記受付場所へ持参又は郵送にて提出してください。

申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 富津市学校給食材料納入業者登録申請書

(2) 食品営業許可証の写し。ただし、食品営業届出業者は、営業届出していることが確認できる書類。（例 営業届出書の写しなど）

(3) 営業許可業者は、直近の食品衛生監視票の写し

(4) 富津市税の納税証明書（全税目）又は納税証明願（完納証明書）

※富津市以外に所在地又は住所地がある場合は、県税に未納がないことの証明書（全税目）

(5) 誓約書

(6) 上記のほか、富津市長が必要と認める書類（必要な場合は連絡します。）

8 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31までの2年間

なお、年度の途中で登録をした場合の登録有効期間は、登録完了日から令和9年3月31日となります。

9 審査及び登録

申請書類の提出後、書類の内容を審査し、登録の可否を決定し、「富津市学校給食材料納入業者登録（却下）通知書」により通知します。

なお、登録が決定した者は富津市学校給食材料納入業者登録名簿に登録し、富津市ホームページ等に掲載します。

10 申請内容の変更、登録の廃止、営業の休止・廃止

登録業者名簿に登録された後に、申請内容に変更が生じたとき、登録を廃止する又は営業を休止・廃止する場合は、速やかに「富津市学校給食材料納入業者登録事項変更・休止・廃止届出書」を提出してください。

11 登録の取消し又は停止

市長は、登録業者が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しや一定期間登録を停止することができます。 その場合は、富津市学校給食材料納入業者登録取消（停止）通知書により通知します。

- (1) 登録の基準に該当しなくなったとき
- (2) 誓約書の内容に違反するとき。
- (3) 誠実に学校給食材料を納入しないとき。
- (4) 上記以外に、市長が登録の取消又は停止をすることが適当であると認めるとき。

12 学校給食材料納入の流れ

(1) 月契約

①見積依頼書の送付

毎月、土日祝日を除く30日前頃に給食材料の見積依頼を行います。

登録した取扱食材区分に該当する給食材料を使用する予定がある場合に、登録

業者に見積依頼書を送付します。

青果類の見積は、5月、6月、9月、10月、11月、2月は、前期・後期の2回に分けます。（見積依頼時期など詳細はその都度通知します。）

②見積書の提出

見積依頼の1週間程度後に設定した締切日までに、見積書の提出をお願いします。

規格書の提出も同時にお願いします。（青果類・精肉類は除く。ただし、精肉類は産地証明書の提出を依頼する場合があります。）締め切り日必着です。

青果類の見積は、月により前期・後期としますので、市から指定された日に提出してください。

③商品見本の提出

見積書を提出する登録業者は、市が依頼した場合は、商品見本を指定する日までに提出してください。

④納入業者の決定

見積合わせの結果、翌月分の落札業者を決定します。

なお、決定に当たっては、金額だけでなく産地、取扱方法、アレルゲンの有無などを考慮し、総合的に判断する場合があります。

納入食材及びその価格については、単価契約書により決定した業者に通知します。

⑤契約の締結

契約書をお送りしますので、会社・屋号、所在地、代表者名等を記載し、代表者印等を押印・割印の上、2通とも送り返してください。

市長の職印を押印の上、1通送付します。

※4月分の契約は、新年度予算が議会の議決を経た後となるため通常月と異なります。

⑥発注

契約締結後、給食材料の注文書をFAX等で送付します。

⑦納品

取扱食材区分により当日又は前日に納品してください。

納品時間、納品方法は、調理場の指示に従ってください。

事情により納入時間等に変更が生じる場合は、必ず調理場に連絡し指示に従ってください。

⑧検 収

納入時に調理場の検収責任者と納入業者との双方立会いの下で検収を行い、
検収に合格した物が納入されます。

⑨不良品の対応

検収時に不合格(著しく品質が劣る、数量の不足等)となった場合は、調理場の指示に従い、直ちに適格品との交換や補充などの対応をしてください。

具体的には、包装容器の破損や給食材料の異臭、腐敗、異物が混入している、野菜の虫食いが多いなどです。

また、検収後も調理作業中に異常等が発見された場合は、調理場から連絡しますので、午前10時頃までは直ぐに連絡が取れるようお願いします。

⑩請求書提出

請求書は、翌月の5日までに提出してください。

原則、1か月毎の請求でお願いします。

内容を確認し、30日以内に支払います。

なお、誤り等により返却した場合はこの限りではありません。

(2) 年間契約・学期契約

比較的、価格が安定しているもの、調味料等で変わると味に影響するものなどは、年間契約又は学期ごとに契約する場合があります。

見積書の提出等は、市の指示に従ってください。

13 その他

この手引きは、納入業者登録期間中でも変更することがあります。
変更があった時は、登録業者には変更事項を通知します。

資料

※学校給食衛生管理基準

学校給食食品の原材料、製品等の保存基準

別表1

食 品 名		保存温度
牛乳		10°C以下
固形油脂		10°C以下
種実類		15°C以下
豆腐		冷 藏
魚 介 類	鮮魚介	5°C以下
	魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊包装かまぼこ	10°C以下
	冷凍魚肉ねり製品	-15°C以下
食 肉 類	食肉	10°C以下
	冷凍食肉（細切した食肉を凍結させたもので容器包装に入れたもの）	-15°C以下
	食肉製品	10°C以下
	冷凍食肉製品	-15°C以下
卵 類	殻付卵	10°C以下
	液卵	8°C以下
	凍結欄	-15°C以下
乳 製 品	バター	10°C以下
	チーズ	15°C以下
	クリーム	10°C以下
生鮮果実・野菜類		10°C前後
冷凍食品		-15°C以下

第1号様式（第3条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録申請書

年　月　日

富津市長　様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

富津市学校給食材料納入業者として登録を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

取扱食材区分	1 一般物資 2 肉類 3 青果類 4 地場産物 ※ 1及び4については、主に取り扱っているもの ()
業態	1 生産 2 加工 3 卸売 4 小売 5 製造
住所又は所在地	〒
ふりがな 商号又は名称	
ふりがな 代表者氏名	
電話番号	()
F A X	()
メールアドレス	
担当者氏名	

緊急時連絡先	() -				
取引銀行 (代金振込先)	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 郵便局 支・本店			
	口座種別	口座番号 普通・当座			
事業開始年月日	年 月 日				
事業所の規模	従業員数	人			
	施設の面積	店舗	m^2	加工施設	m^2
		倉庫	m^2		
		冷凍施設		m^2 又はℓ	
輸送能力	冷蔵施設	m^2 又はℓ			
	直営・委託 (委託の場合は、委託業者名) 配送車 台 (うち、冷蔵車 台、冷凍車 台)				
輸送時温度管理 (冷凍又は冷蔵が必要な場合)		1 冷蔵車又は冷凍車 2 クーラーボックス等を活用 3 その他 (具体的に)			
従業員の健康管理	細菌検査の頻度	月 回			
配送の距離等	調理場までの距離 km		配送車での所要時間 時間 分		
主な仕入先					
主な取引先					

第2号様式（第3条関係）

誓約書

私は、富津市学校給食共同調理場への学校給食材料納入に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 学校給食の意義及び役割を理解し、並びに食品に関する法律その他の関係法令等を遵守していること。
- 2 納入する学校給食材料については、店舗、倉庫等の環境衛生及び物資の取扱い及び配達の温度管理に細心の注意を払い、不適格品や不良品の無いよう万全を期すこと。
- 3 納入する学校給食材料に品質不良、異物混入等の不適格品、数量の不足等がある場合は、富津市学校給食共同調理場の指示により直ちに返品、交換、補充の措置をとる等、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。
- 4 納入する場合は、必ず物品の検量、検収を受けること。
- 5 従業員の衛生管理教育及び健康管理に万全を期すこと。
また、許可営業者及び届出営業者は、製造、加工、包装、及び配達に携わる者の細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を提出すること。
- 6 衛生検査結果、事故報告書等の提出、立入検査等を求められた場合は、速やかに報告書を提出し、又は指示に従うこと。
- 7 この誓約の不履行、その他市長に不利益をもたらす行為があったと認められたときは、登録を取り消し、又は一時的に停止されても異議を申し立てないこと。
誓約不履行により市長に対して損害を与えたときは、責任を持って当方が負担すること。
なお、登録の取消、資格の停止により生ずる損害賠償請求その他の異議申し立てについて市長に行わないこと。
- 8 その他市長の指示に従うこと。

年　　月　　日

富津市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

第3号様式（第4条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録決定（却下）通知書

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市学校給食材料納入業者として、貴社（店）の登録を下記のとおり決定（却下）しましたので、富津市学校給食材料納入業者登録要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

1 決 定

（1）登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

（2）登録所在地又は住所

（3）登録商号又は名称

（4）登録代表者氏名

（5）取扱食材区分

2 却 下

却下理由

第4号様式（第4条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録名簿

取扱食材区分	商号又は名称	所在地又は住所	代表者氏名
1	一般物資		
2			
3			
4			
5	肉類		
6			
7			
8	青果類		
9			
10			
11			
12	地場産物		
13			
14			
15			

第5号様式（第6条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録事項変更・休止・廃止届出書

第 号
年 月 日

富津市長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者又は氏名

下記のとおり変更・休止・廃止したいので、富津市学校給食材料納入業者登録要綱第6条の規定により届出します。

記

変更年月日	
変更事項	
変更前	
変更後	
休止年月日	
廃止年月日	

第6号様式（第7条関係）

富津市学校給食材料納入業者登録取消（停止）通知書

富津市達第 号

年 月 日

様

富津市長

富津市学校給食材料納入業者登録要綱第7条の規定により、貴社（店）の学校給食材料納入業者登録を取り消し、又は停止したので通知します。

記

1 取消日（停止日）

年 月 日（から） 年 月 日まで）

2 取り消し、又は停止した理由